

# 令和2年度 事業計画書

公益社団法人 大阪府建築士会

## 〈基本目標〉

- ① 公益社団法人として相応しい活動
- ② 健全な財務運営が可能な組織体制と活動
- ③ 一般府民への社会貢献活動と会員建築士増強運動

### 【公益目的事業1】

まちづくり活動や地域景観形成活動、建築物の地震対策、建築に関する情報発信や建築相談を実施することにより、地域社会への貢献を図る事業

### 【事業の趣旨】

本事業は、景観整備、地域貢献活動への助成、木造住宅の耐震化促進、被災建築物の応急危険度判定、自治体への建築指導行政支援、建築に関する相談や情報発信等を実施することにより、地域住民の生命及び財産の擁護並びに地域住環境向上等の地域社会への貢献を図ることを目的とする。

#### 1. 地域貢献・景観形成事業

本会は、建築文化の進展に寄与し、地域社会に貢献することや地域住民の建築にかかる利益の保護を目的とした地域貢献活動や景観形成活動を、地域住民や地元自治体と協働して推進している。

##### (1) 地域貢献活動支援事業

地域社会の発展に貢献するため、本会に大阪地域貢献活動センターを設置し、まちづくりや景観形成などの地域貢献活動を行う地域住民や建築士等で構成する団体を公募し、初動期の活動助成と専門知識を生かした支援を行う。

##### (2) 景観整備事業

景観法に基づき潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図ることを目的に、景観条例制定の自治体から景観整備機構の指定を受け、景観形成のための事業を行う。

#### 2. 府民の安全確保のための事業

##### (1) 建築物の耐震診断等

将来予測される東海・東南海・南海地震等に備えて、建築物の耐震性を確保することが人命を守り、被害を軽減する有効な方策であり、府及び市町村は耐震診断・設計等に対する助成制度を設けて建築物の耐震化に取り組む。

本会は、市民の生命・財産を守るため、建築物耐震化の普及啓発や希望する建築物に耐震診断員を派遣する事業、建築物の耐震診断及び耐震補強計画について審議する耐震評価業務、中古住宅市場の活性化を図り、空家の抑制に資する既存住宅状況調査（インスペクション）業務並びに中古住宅瑕疵保険業務を実施する。

##### (2) 被災建築物応急危険度判定

大阪市と在阪建築4団体は平成22年8月25日に、大規模地震発生時に区役所に設置される判定拠点において、市民からの被災建築物に関する相談窓口対応等の支援を行う「応急危険度判定に必要な相談員の派遣協力協定」を締結して有事に備える。

大阪府と在阪建築4団体は平成22年8月25日に、大規模地震発生後において余震等による二次災害の防止を図り、被災者の安全及び市街地における復旧作業の安全性を確保するため、府内外を問わず大規模地震が発生した際、現地に会員の判定士を派遣する「地震被災建築物応急危険度判定士派遣協

定」を締結して有事に備える。

本会と枚方市は平成 28 年 1 月 15 日に、大規模地震発生後 2 時間以内に枚方市に参集し枚方市の避難所 74 ヶ所の応急危険度判定を行う「大地震時における避難所の応急危険度判定に関する協定」を締結して有事に備える。

### (3) 自治体等への行政支援

市民が安全でかつ安心して住むことができる適正な建築物の実現並びにまちづくりを進めるために、建築行政等に係る事案に対して本会の推薦による建築士が支援する。

### (4) 行政審議会等への支援

行政等が設置する公益性の高い審議会等へ、行政等の求めに応じて本会会員を委員として派遣又は推薦し、審議会等の設置目的達成に向けた支援を行う。

(事例) 大阪府建設工事紛争審査会、大阪府建築士審査会、大阪府事業認定審議会、大阪府開発審査会 他

## 3. 建築に関する相談事業

府民の住宅に関する新築・耐震診断・リフォーム・メンテナンス・品質・瑕疵・設計施工上のトラブル等、広く建築に関する様々な相談に応じ、府民の安全・安心な建築物を確保するため、技術的な解決策を適切に助言する。

## 4. 建築に関する情報発信事業

府民の住環境の向上や建築士の資質の向上を図るため、建築情報誌の発行及び情報発信サイトを運営し、府民に住生活情報や建築士に対して多様な建築作品や建築に関する最新技術・知識等を紹介する。

### 【公益目的事業 2】

優れた建築物やまちなみを表彰し広く公表することにより、建築文化の向上並びに地域社会の健全な発展を図る事業

### 【事業の趣旨】

本事業は、大阪都市景観建築賞、大阪府公共建築設計コンクール、大阪建築コンクールの建築表彰を実施することにより、受賞建築物又はまちなみが周辺の良好なまちなみ形成をリードし、他の建築士が受賞作品を参考として建築技術の更なる向上に資すること、また、優秀卒業生表彰制度は建築関連学校の学業成績優秀学生を対象として卒業後の社会での活躍を期待することで、建築文化の向上並びに良質な建築物の建設やまちなみの形成により地域社会の健全な発展を図ることを目的とする。

### 1. 大阪都市景観建築賞（愛称：大阪まちなみ賞）

美しく、個性と風格のある街の景観づくりを進めていくことを目的として、周辺景観の向上に資し、かつ景観上優れた大阪府内に所在する建物とまちなみを表彰する。

(主催) 大阪府・大阪市・本会・一般社団法人大阪府建築士事務所協会・

公益社団法人日本建築家協会近畿支部大阪地域会・一般社団法人日本建築協会

### 2. 大阪府公共建築設計コンクール（愛称：あすなろ夢建築）

将来の建築士を目指す学生に、実践を通じた生きた教育現場を提供し、夢と感動を与え資質と能力を高め育成すること、また、永く府民に愛され親しまれる公共建築づくりの推進を目的に、小規模な公共建築物を題材とした設計コンクールを実施する。

主催者が提示する施設用途・規模等の建物条件に対し計画案を提案するも、最優秀作品は提案に基づき府が実施設計を行い実際に建築する。

(主催) 大阪府、大阪府住宅供給公社、本会

### 3. 大阪建築コンクール

受賞建築物が周辺の良好なまちなみ形成をリードし、他の建築士が受賞建築物を参考として建築技術の更なる向上に資することで建築文化の向上並びに良質な建築物の建設による地域社会の活性化を図ることを目的として、優れた建築作品を表彰する。

表彰は大阪府知事賞の他、若手建築設計者（39歳以下）の育成を目的とした渡邊節賞を設けている。

（主催） 本会

### 4. 優秀卒業生表彰制度

建築業界の将来を担う優秀な学生を表彰し、卒業後の励みとして社会への活躍を期待することを目的として、大阪府内の建築関連学校を対象にして学業成績優秀者を表彰する。

（主催） 本会

#### 【公益目的事業3】

建築士を目指す者の養成、建築士試験及び合格者の名簿登録・閲覧、専攻建築士認定、研修会の開催等の建築士の資格とその資質向上に関する一連の育成業務を本会が一元的に実施することにより、府民の利益の擁護及び増進を図る事業。

#### 【事業の趣旨】

本事業は、建築士を目指す者の養成、建築士試験及び合格者の名簿登録・閲覧、研修会の開催、地震関連の講習会等の、建築士の資格とその資質に関する一連の育成業務を本会が一元的に実施することにより、建築物の高い品質や安全性を確保し、一般消費者の利益の擁護又は増進することを目的とする。

### 1. 建築士の資格関連の事業

#### （1）建築士育成の事業

本会は唯一の建築士の資格団体として、将来を担う優秀な建築士を育成するための講座等を実施している。

#### （2）建築士試験及び合格者の名簿登録・閲覧の事業

##### a. 建築士試験

建築士法では種類・構造・規模等により、一級建築士、二級建築士、木造建築士でなければ、建築物の設計又は工事監理を行ってはならないとされている。

本会は建築士の資格団体として、建築士試験に関する業務を国土交通大臣及び都道府県知事の指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターから、大阪府内における一級・二級・木造建築士の試験業務を受託して実施する。

##### b. 合格者の名簿登録・閲覧

試験に合格した者の建築士名簿への登録・閲覧等を行い、消費者が、建築士の資格の有無、処分の有無、定期講習の履歴事項等、建築士の適格性の確認ができ、建築士を適切に選択できるよう、大阪府内での登録、閲覧等の業務を、二級・木造建築士については大阪府知事から大阪府指定登録機関の指定を受け、一級建築士については国土交通大臣の中央指定機関である公益社団法人日本建築士会連合会から受託して実施する。

#### （3）専攻建築士の認定・名簿の公開

建築士の免許取得後、必要な実務経験年数と責任のある立場での実務実績を有し、継続能力開発（CPD）制度による一定の履修単位登録を行った者を対象に審査し登録するもので、専攻建築士登録制度にCPD制度が連携して専攻専門分野を表示することで、消費者に対して建築士の責任分野の明確化を図る。

## 2. 建築士の資質向上のための事業

### (1) 建築士会CPD（継続能力開発）制度

建築士が自ら専門家としての知識、技能の維持向上を図ることにより良好な質の高い建築環境の構築に資するため、建築士法第22条の4の5の規定に基づく研修会等の受講や建築相談等の社会貢献活動を行うことで単位を付与し、消費者に研修実績を提示する制度である。

本会において、事業ごとにオリジナルテキストを作成し、建築士を含む全ての建築技術者育成を目的としたCPD認定研修を行い、建築技術者の育成を図り、建築物の安全性向上や品質確保による府民の利益の擁護及び増進を図る。

### (2) 定期講習

近年の建築技術の高度化、複雑化やこれに伴う建築基準法の改定に的確に対応し、業務の適正な実施が担保されるよう建築士法第22条の2（平成20年12月施行）により一級・二級・木造建築士に対して一定期間(3年)ごとの講習の受講が義務付けられている。

公益財団法人建築技術教育普及センターは、国土交通大臣から、定期講習の登録講習機関に指定を受け、建築士の定期講習の全国における講習の実施機関として公益社団法人日本建築士連合会と業務委託契約を締結し、大阪府内においては本会が定期講習業務を実施する。

### (3) 建築士法第22条の4の5の規定に基づく研修事業

本会は、すべての建築士に対して、業務に必要な知識及び技能の向上を図ることを目的として、建築に関するまちづくり、設計、構造、建築設備、施工、法令などに関する多岐に亘る研修事業を催し、建築士会が建築士法で課せられた建築士の資格者団体としての義務を遂行するとともに、建築士の育成に務める。

これらの研修事業は継続能力開発（CPD）制度と連携させ、受講者にはCPD単位を付与することにより「努力している建築士の証」である研修のCPD単位実績証明書を、社会・府民・ユーザーに明示できるシステムとしている。

## 3. 地震関連の資格取得のための講習会事業

### (1) 耐震診断・改修指針講習会

将来、想定される東海・東南海・南海地震等に備え、建築物の耐震診断、耐震補強が必要とされていることから、本会では耐震業務に携わる全ての技術者を対象に既存建築物の耐震診断・改修指針講習会を実施する。そして、当該講習会の受講修了者名簿を大阪府及び大阪府内の全市町村・関係団体等に常備し、耐震診断・改修を希望する建築物所有者である府民の問合せ等に活用する。

なお、当該講習会の受講は耐震診断等費用に対する自治体の補助要件としている。

### (2) 被災建築物の応急危険度判定講習会

本講習会は、地震等により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全を確保するために、被災建築物の応急危険度判定を行う大阪府被災建築物応急危険度判定士を養成する講習会である。

建築士であれば本講習会の受講により応急危険度判定士の登録が可能であり、本会は建築士が判定の知識や技術を共有し、迅速かつ的確な判定を行うことが出来るよう、被災建築物応急危険度判定講習会の運営を支援する。

(主催) 大阪建築物震災対策推進協議会

(運営事務局) 一般財団法人大阪建築防災センター、本会

**【収益事業 1】**  
**建築関連書籍及び建築関連保険の販売事業**

1. 趣旨（目的）

建築士の建築技術や知識等の補完や日常業務の遂行で必要となる建築関係書籍及び保険の販売事業を行う。

2. 事業（内容、方法等）

ア 民間連合協定 工事請負契約約款・契約書関係書式（一式販売、700円）

- ① 工事請負契約書
- ② 民間連合協定工事請負契約約款
- ③ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条及び省令第4条に基づく書面
- ④ 仲裁合意書
- ⑤ 特定住宅建設瑕疵担保責任の履行に関する特約
- ⑥ 民間連合協定工事請負契約約款・契約書使用上の留意事項

イ 四会連合協定 建築設計・監理等業務委託契約書類（一式販売、1,200円）

- ① 契約書類の構成と使用上の留意事項
- ② 業務委託契約書
- ③ 建築設計・監理等業務委託契約約款
- ④ 業務委託書
- ⑤ 参考資料オプション業務サンプル一覧
- ⑥ 重要事項説明書（建築士法第24条の7の書面）
- ⑦ 建築士法第24条の8の規定に基づき委託者に交付する書面

ウ その他建築関係図書の販売（建築士受験申込受付時に受験参考図書の販売他）

エ 建築士賠償責任補償制度

建築物の設計・監理業務上のミスで建築物の物理的滅失・毀損事故が発生し、建築物や人に被害を与えた際の賠償責任に備える補償制度。

オ 工事総合補償制度

建設中から工事の完成引渡し後の第三者への賠償責任補償、建設中の建物の火災や資材の盗難にも対応する建設工事補償制度。

カ 新所得補償プラン

病気又はケガにより休業（就業不能）している間の所得を、8日目から1年間を限度として補償するプラン。

キ グループ保険

病気や不慮の事故による死亡、ケガによって入院された場合を補償する保険。

**【その他の事業（相互扶助等事業） 1】**

**本会の定款に基づき、友好建築団体等との相互の理解と親善を図る事業及び本会会員の福利増進に関する事業**

1. 趣旨（目的）

全国の建築士会及び友好関係にある建築諸団体等との交流を図り、建築士の業務・技術・知識等に関する情報交換と会員の福利厚生増進を図る。

2. 事業（内容、方法）

- ① 建築士会全国大会 …全国の建築士会会員及び開催地市民等との交流・報告・展示等の実施
- ② 近畿建築士会協議会 …近畿ブロック内における交流・事業・情報交換・連絡調整等の実施  
大阪府建築士会、滋賀県建築士会、京都府建築士会、兵庫県建築士会、奈良県建築士会、和歌山県建築士会で構成された近畿ブロックの建築士会の協議会
- ③ 近畿建築士会協議会・青年部会 …協議会内の青年層による交流・事業・情報交換の実施
- ④ 近畿建築士会協議会・女性部会 …協議会内の女性層による交流・事業・情報交換の実施
- ⑤ 在阪友好建築団体との交流・情報交換
- ⑥ 本会会員の福利増進に関する催事
- ⑦ 本会会員名簿の作成・配布
- ⑧ 本会会員の会員証の発行
- ⑨ 本会会員の管理業務

以上